

## 道路・街路の整備促進に関する要望

健全でゆとりある都市生活を支える基盤施設である道路及び街路の整備促進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講ぜられたい。

1. 新道路整備五箇年計画を着実に推進するため、平成 12 年度道路関係予算（特別枠、重点化枠を含む）及び地方道路特定財源を確保すること。
2. 幹線道路網の整備について
  - (1) 高規格幹線道路、地域高規格道路、一般国道等の幹線道路網の整備促進を図るため、必要な国費・事業費を確保するとともに、整備の遅れている地域の路線に重点を置き、早期に事業着工・完成を図ること。
  - (2) 交通拠点へのアクセス道路及び都市の環状道路等の整備を促進し、道路ネットワークの強化を図るとともに、交通需要マネジメント（TDM）施策を強力に推進すること。
  - (3) 地域一体振興整備事業等により、道路と広域物流拠点の一体的な整備を促進し、国庫補助制度の拡充を図ること。
  - (4) 高速自動車国道など有料道路の整備にあたっては、現行の全国料金プール制度を堅持するとともに、料金の適正化を図ること。
3. 街路事業（土地区画整理・市街地再開発等を含む）に必要な国費・

事業費を確保するとともに、国庫補助制度の拡充を図ること。

また、土地区画整理事業を円滑に推進するため、税制上の優遇措置を拡充すること。

4．災害に強い国土構造を形成するため、道路防災対策の促進と代替性の高い道路ネットワークの整備を推進すること。

5．地域の振興、生活環境の向上等に資するため、緊急地方道路整備事業の推進に必要な国費・事業費を確保するとともに、起債措置の拡充を図ること。

6．切れ目ない事業執行を可能とするため、新積雪寒冷特別地域道路交通確保 5 箇年計画等の着実な推進を図り、必要な国費・事業費を確保するとともに、国庫補助制度の拡充を図ること。

7．沿道の生活環境保全のため、植樹帯や遮音壁、低騒音舗装等の設置を推進すること。

8．道路関係予算の効率的・効果的執行と透明性の向上を図るため、事業評価の実施を推進すること。

以上要望する。